

地域密着型サービス事業所の指定更新について

新潟市地域密着型サービス運営委員会付議基準に基づき、指定更新を行った事業所について下記のとおり報告します。

なお、下記事業所については、介護保険法第70条の2に基づき、「指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」ものとして、前回報告(令和5年6月28日)以後に指定更新の決定を行ったものです。

指定更新年月日	サービス名	事業所名	法人名	事業所所在地	定員
令和5年8月1日	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	特別養護老人ホームカナン	社会福祉法人キングス・ガーデン新潟	東区寺山3丁目6番11号	29人
令和5年8月1日	地域密着型通所介護	デイサービスセンターカナン寺山	社会福祉法人キングス・ガーデン新潟	東区寺山3丁目6番11号	18人
令和5年9月1日	地域密着型通所介護	デイサービスセンターさくらんぼ	特定非営利活動法人さくらんぼの風	西蒲区油島285番地	10人
令和5年12月1日	地域密着型通所介護	ほーるはーと江南	合同会社たかまり	東区江南1丁目1413番地11	10人
令和5年12月1日	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム桜井の里・あかつかの家	社会福祉法人桜井の里福祉会	西区赤塚2759番地	29人